

社会福祉法人 広島厚生会 行動計画

1. 計画期間 令和6年4月1日 ～ 令和9年3月31日 までの 3年間

2. 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法（共通）

職員がその能力を発揮できる雇用環境の整備を行う。

目標1：年次有給休暇の取得率を65%以上とする。

<対策>

- 令和6年度～ 管理職に対する啓発、職員への周知
- 令和7年度～ 職員ごとの管理・指導の徹底
- 令和8年度～ 有給取得率65%以上の目標を達成

3. 次世代育成支援対策推進法

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行う。

目標2：男性の育児休業の取得率を25%以上とする。

<対策>

- 令和6年度～ 管理職に対する啓発、職員への周知
- 令和7年度～ 男性年1人以上取得
- 令和8年度～ 男性育休取得率25%以上の目標を達成

4. 女性活躍推進法

女性職員がその能力を発揮し、女性が活躍できる雇用環境の整備を行う。

目標3：管理職に占める女性職員の割合を55%以上とする。

<対策>

- 令和6年度～ 管理職候補の教育・育成
- 令和7年度～ 管理職の登用を促進
- 令和8年度～ 女性管理職割合55%以上の目標を達成